

令和元年6月の月一レターです。お久しぶりです。ご無沙汰している間に梅雨の季節ですね。

◇◆大阪の拳銃強奪事件、川崎の事件について、

みんなねっとから「特定の障害や状況と事件を関連付けるような報道にならないよう配慮を求める」という趣旨の要望書を各新聞社・テレビ局などのメディアに発信したようです。

NPO法人「地域精神保健福祉機構」(略称コンボ、千葉県)は19日、当事者や家族に向け「肩身の狭い思いをしているのではないかと心配している」「否定的な考えを脳から外に出して、整理整頓すれば少し楽になるかもしれない」などと語りかけるメッセージをホームページに載せました。

下記でもコメントを寄せておられる 精神障害者の支援に詳しい日本福祉大の青木聖久(あおき・きよひさ)教授は「不安な気持ちを1人で抱え込んでしまうと、いっそう孤立して悪循環に陥る。周囲の人が『私はあなたの味方だよ』と、言葉や態度で示すことが大切だ」と指摘されました。容疑者が障害者雇用で働いていたことを受け、「就労している人への影響も心配する。」「雇用主は変に身構えずに、自分たちの今までの認識に自信を持ってほしい」と話しておられます。

月一も 辛いけれども直視して、我が家の本人が安心できるように話し合いたいと思っております。

◇◆——みんなねっと情報——◇◆

◇◆障害者雇用促進法改正案が成立しました

短時間雇用と国の機関や地方自治体への厚生労働省の監督強化を柱とする障害者雇用促進法改正案が、6月7日に成立しました。短時間雇用については、精神障害者の特性に配慮した制度となっています。

一方、雇用率水増し問題を受け中央省庁28機関が昨年10月から新たに採用した約2,500人のうち、5月時点ですでに16機関の131人が離職していたという報道もあります。単なる数あわせではなく、就労定着に向けた取組を同時に進めなければ、ネガティブな経験だけが双方に残ってしまいます。

今回の法案成立にあたっては、付帯決議で、「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」という一文が入っており、今後、職場での定着支援についての検討が深まることが期待されます。

◇◆障害状態確認届(診断書)の送付時期と提出期限が変わります

これまで、1か月前にしか届かなかった障害状態確認届の用紙が3か月前から届くようになります。また、20歳未満に発症の方は、7月末が提出期限でしたが、今後は誕生日が提出期限となります。令和元年8月の誕生日の方からスタートします(その対象方には、5月末に日本年金機構から書類が届いています)。この意義について、

日本福祉大学の青木聖久先生(みんなねっと理事)は、下記のように

『これまでの1か月前の送付だと、日常生活の制限のエピソードが思い出せず、あわてて医師に作成依頼をするなかで、「常態化」によって、支給停止につながっていた、と考えられる人が多かった、ということです。それが、1か月前から3か月前に伸びることによって、

- ① 単身生活を想定して、
- ② 1年間の365日の障害状態のアップダウンの中、
- ③ 自宅や職場、社会の様々な場面での生きづらさのエピソードを、

考える時間を得られることになったのです。

とはいえ、支援者の方にはお願いがあります。と言っても、常態化は、必ずあるのです。

そのことから、1年～5年の有期認定のなかで、

「これは」という生きづらさが認められるようなエピソード場面では、

* 障害年金を受給している本人や家族に対して、必ず、そのつど、メモし、

それを次回の診察時に 医師やPSW、看護師等に伝えるように、

と、お話しください。

私も含めて、専門職は、当事者からのこれらのリアルな情報を伝え聞く中で、育てられるのです。これらの積み重ねの中で、医師には、3か月の期間のなか、これまでよりも余裕をもって、前述の

①～③をしっかりと検討し、診断書作成に取り組んでくださればと存じます』とコメントされました。